

# 第21期 第50回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年3月19日（金）  
10：30～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」  
（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

## ～ 次 第 ～

### 1 開 会

### 2 議 題

- ( 1 ) 佐賀県資源管理方針の変更について（諮問） . . . P1～10
- ( 2 ) 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）  
について（諮問） . . . P11～12
- ( 3 ) 佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則について（諮問） . . . P13
- ( 4 ) 令和3年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議） . . . P14～15
- ( 5 ) タイラギの採捕停止に係る委員会指示（案）について（協議） . . . P16～18
- ( 6 ) クラゲの採捕に係る委員会指示（案）について（協議） . . . P19～23
- ( 7 ) 委員会指示の適用除外について（協議）
  - 1 佐賀県有明海漁業協同組合 . . . P24～27
  - 2 佐賀県有明水産振興センター . . . P28～43
  - 3 独立行政法人水資源機構筑後川局 筑後川下流総合管理所 . . . P44～48
- ( 8 ) 海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正について（協議） . . . P49～50
- ( 9 ) 佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（報告）  
. . . P51～57

### ( 1 0 ) その他

### 3 閉 会

水産第 3515 号  
令和 3 年 2 月 24 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針について（諮問）

このことについて、令和 2 年 12 月 1 日に制定した佐賀県資源管理方針について、漁業法第 14 条第 9 項の規定により、変更を行う必要があります。

については、別添のとおり佐賀県資源管理方針の変更(案)を作成しましたので、同法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 寺田)

## 佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年4月1日

佐賀県知事 山口 祥義

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量78千トン（平成30年）、生産額は331億円（平成29年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

## 第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 くるまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。

### 附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源  
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源  
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統



別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源  
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の  
事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな  
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業  
所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による  
管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合に  
おける当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、  
それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）</u>
<u>定置漁業</u>	<u>2 統</u>
<u>小型定置網漁業</u>	<u>60 統</u>

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）（30 キログラム未満のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）（30 キログラム以上のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

水産第3414号  
令和3年2月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳永 重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事  
管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課  
漁業調整担当 藤崎、永江  
電話：0952-25-7145  
FAX：0952-25-7274

別紙（案）

くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	0.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型）漁業	0.9トン
佐賀県くろまぐろ（大型）漁業	6.0トン

第2 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

## 佐賀県規則第 号

### 佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

#### （特定水産資源の採捕の停止）

第 3 条 知事が法第 33 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めると認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該告示しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

#### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止）
- 2 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成 31 年佐賀県規則第 2 号）は、廃止する。

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永 重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年もがい特別採捕の許可方針(案)について(協議)

佐賀県漁業調整規則第37条第1項の規定により、殻長3センチメートル以下のもがいについては採捕を禁止しています。

このため、第1種区画漁業権(もがいひび建養殖業)漁場に発生した稚貝を、種子として出荷又は第3種区画漁業権(もがい養殖業)漁場へ蒔きつける場合は、同規則第47条第1項の規定により特別採捕の許可を受けることが必要です。

ついては、今期のもがい特別採捕を別添許可方針(案)により許可したいので協議します。

(担当:農林水産部水産課)

## 令和23年もがい特別採捕許可方針（案）

- 1 適用除外の事項  
佐賀県漁業調整規則第3-6-37条第1項
- 2 採捕区域  
第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）漁場内
- 3 採捕期間  
令和23年のり養殖支柱撤去完了日の翌日から令和23年8月31日まで
- 4 許可の有効期間  
許可の日から令和23年8月31日まで
- 5 使用漁具及び漁法  
長柄じょれん
- 6 採捕に従事する者  
第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）の行使者であること。
- 7 許可の対象  
佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長とする。
- 8 使用船舶  
小型機船底びき網（長柄じょれん船びき）を使用する場合は、当該許可を受けた船舶を使用すること。
- 9 制限又は条件
  - （1）採捕時間は、次のとおりとする。
    - 3月・・・午前6時00分から午後6時00分まで
    - 4月・・・午前5時30分から午後7時00分まで
    - 5月以降・・・午前5時00分から午後7時30分まで
  - （2）操業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第41号（令和3年2月4日一部改正）に規定する標識旗（漁協標識旗）を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
  - （3）採捕終了後は、速やかに操業結果を県に報告しなければならない。
  - （4）十分な社会的信用を有しない者の採捕への従事は認めない。



令和3年3月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永重昭様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保敏



タイラギの採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有明海におけるタイラギが激減し、潜水器漁業も9年連続休業しており、現在タイラギ資源の回復に向け各種取り組みが行われているところです。

そのような中近年、のり養殖漁場内に再生産に寄与するサイズのタイラギが生息しているとの情報があり、漁業者による自主的な監視体制には限界があるため令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、委員会指示にてタイラギの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴ない引き続きタイラギの採捕を禁止し、資源回復を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、タイラギ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止区域  
佐賀県有明海区干潟域
2. 採捕禁止対象  
全てのタイラギ

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第4-7-5-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和2年3月9日

令和3年2月4日一部改正

令和3年3月 日

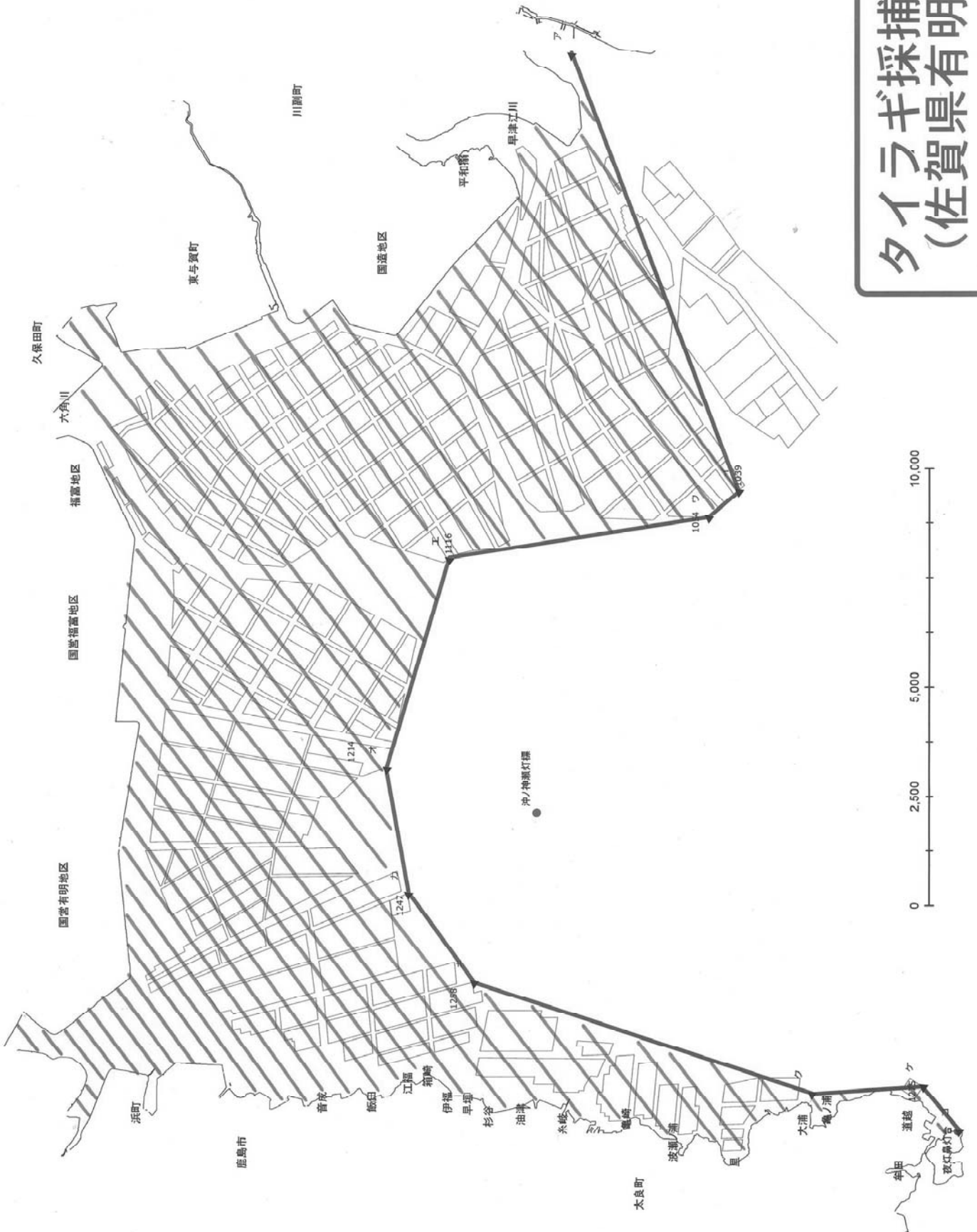
佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。  
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

- 2 指示の期間は、令和~~2~~3年4月1日から令和~~3~~4年3月31日までとする。



# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏



クラゲ資源の保護について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして令和3年3月5日に開催した運営委員長・支所長会議にて協議致しました。その結果、下記の内容を取り入れた委員会指示となるよう要望することで決定しましたので、貴委員会にてご協議頂きたく要望致します。

記

1、期限1年の委員会指示による規制

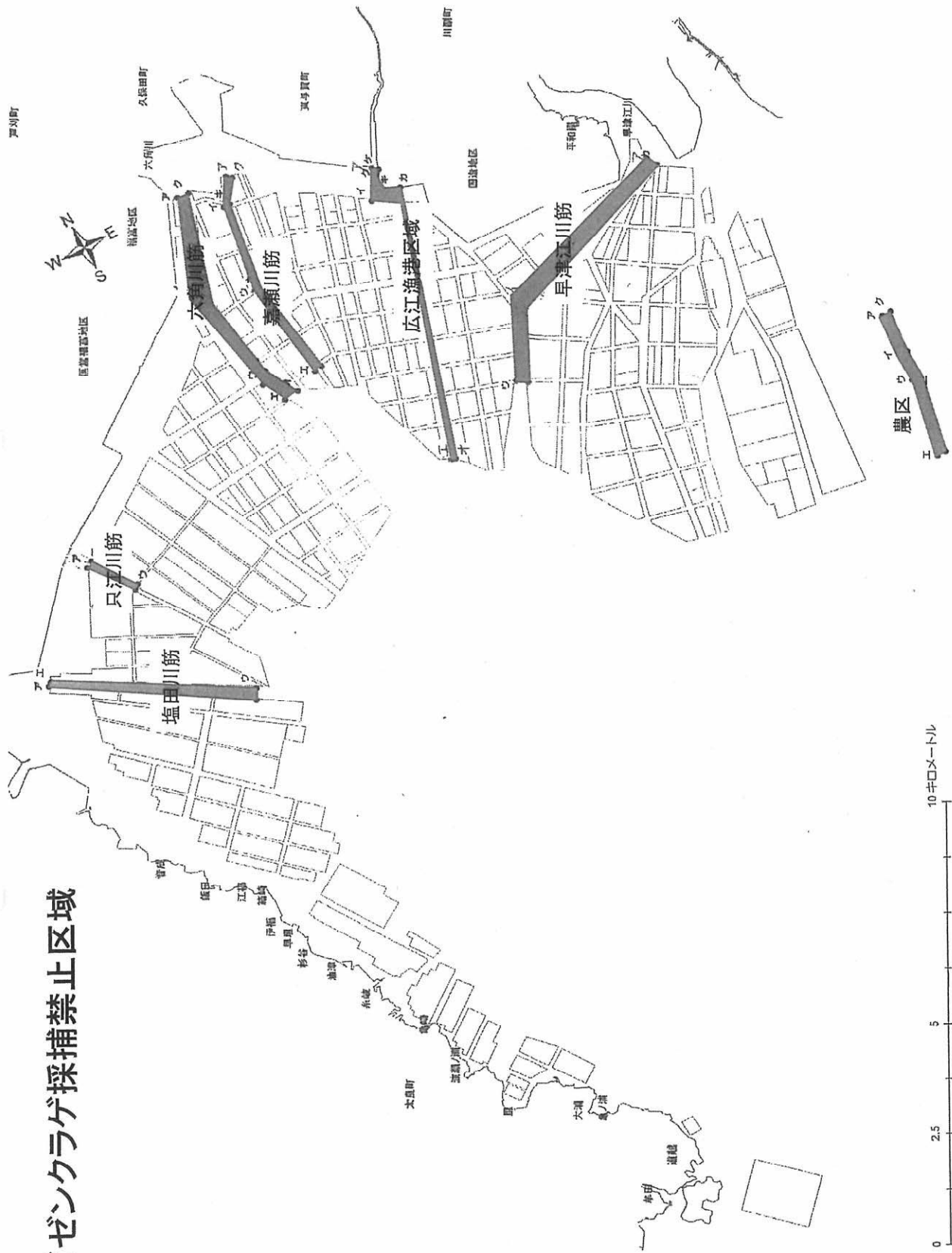
- (1) 採捕サイズ 傘幅40センチメートル以上
- (2) 採捕期間 7月4日から10月31日まで
- (3) 採捕禁止区域 航路区域（別添のとおり）
- (4) 固定式刺網漁業でビゼンクラゲを採捕する場合の漁具の規模等
  - ア 1隻が使用する網漁具の総延長は250m以下
  - イ 網丈は9m以下
  - ウ 網の目合は20センチメートル以上
  - エ 使用する漁具は1統

2、固定式刺網漁業許可方針による規制

- (1) ボンデンに設置する旗の高さ：水面から1m以上
- (2) " 旗 色 :

「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」

# ビゼンクラゲ採捕禁止区域



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第~~49~~\_\_\_号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

~~令和2年4月28日~~

~~令和3年2月4日一部改正~~

令和3年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会 長 徳 永 重 昭

---

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 ~~6月1日から6月30日~~7月3日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
  - (1) 塩田川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域  
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
  - (2) 六角川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域  
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒

オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒
ク	北緯	33度10分57秒、	東経	130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒

エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度05分39秒、	東経	130度21分46秒
イ	北緯	33度05分08秒、	東経	130度21分41秒
ウ	北緯	33度04分48秒、	東経	130度21分40秒
エ	北緯	33度03分51秒、	東経	130度21分25秒
オ	北緯	33度03分51秒、	東経	130度21分33秒
カ	北緯	33度04分48秒、	東経	130度21分47秒
キ	北緯	33度05分08秒、	東経	130度21分49秒
ク	北緯	33度05分39秒、	東経	130度21分54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度07分35秒、	東経	130度10分25秒
イ	北緯	33度07分04秒、	東経	130度10分49秒
ウ	北緯	33度07分02秒、	東経	130度10分45秒
エ	北緯	33度07分32秒、	東経	130度10分19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- |     |                |             |
|-----|----------------|-------------|
| (1) | 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下   |
| (2) | 網丈             | 9メートル以下     |
| (3) | 網の目合           | 20センチメートル以上 |
| (4) | 使用する漁具         | 1統          |

5 指示期間

~~令和2年6月1日から令和3年5月31日まで(1年間)~~

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号の適用除外申請書

佐有漁協指第395号  
令和3年3月10日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭 様

住所 佐賀市西与賀町大字厘外821-2  
氏名 佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号の適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 目的  
佐賀県有明海漁協青年部では、佐賀県有明水産振興センターからの指導と助言により近年資源回復基調にあるアゲマキの稚貝発生状況を、有明海全域で調査することで第1種共同漁業権の対象種となっているアゲマキ資源の動態を把握し、今後の資源回復や漁業振興を図るため。
- 2 適用除外の期間  
承認日から令和3年5月31日まで
- 3 調査の方法  
別紙1に示す調査地点に生息するアゲマキ稚貝を、スコップ等による手堀りで採取する。
- 4 使用船舶  
別紙2を参照
- 5 調査を実施する者の住所及び氏名  
別紙2を参照
- 6 採捕しようとする水産動物の名称及び数量  
(1) 水産動物の名称：アゲマキ (2) 数量：5kg以内
- 7 その他  
別紙調査計画書添付

## 令和3年度佐賀県有明海漁協青年部アゲマキ稚貝調査計画

### 1 目的

有明海全域でアゲマキ稚貝の発生状況を調査することにより、現在の資源動態を広域かつ詳細に把握し、今後の資源増大及び資源管理に役立つ知見を得ることを目的としている。

### 2 調査内容と調査方法

#### ア 調査場所

調査地点は別紙1を参照

#### イ 調査日程

令和3年4月～5月の大潮干潮時とする。

#### ウ 検体の採取

別紙1に示した調査地点ごとに方形枠を用いた坪刈りを1回行う。使用する方形枠は1辺が25cm×25cmの枠を使用し、深さ約20cmまでをスコップ等を用いて底泥ごと採取する。

#### エ 検体の分析

採取した検体は1mm目合の篩で海水または水道水で洗浄しながら篩分けし、篩上に残ったアゲマキ稚貝のみを選別し、個体の殻長と重量をそれぞれ測定する

### 3 調査スケジュール

	4月上旬	4月下旬～5月
内容	調査方法及び調査地点の確認	本調査の実施

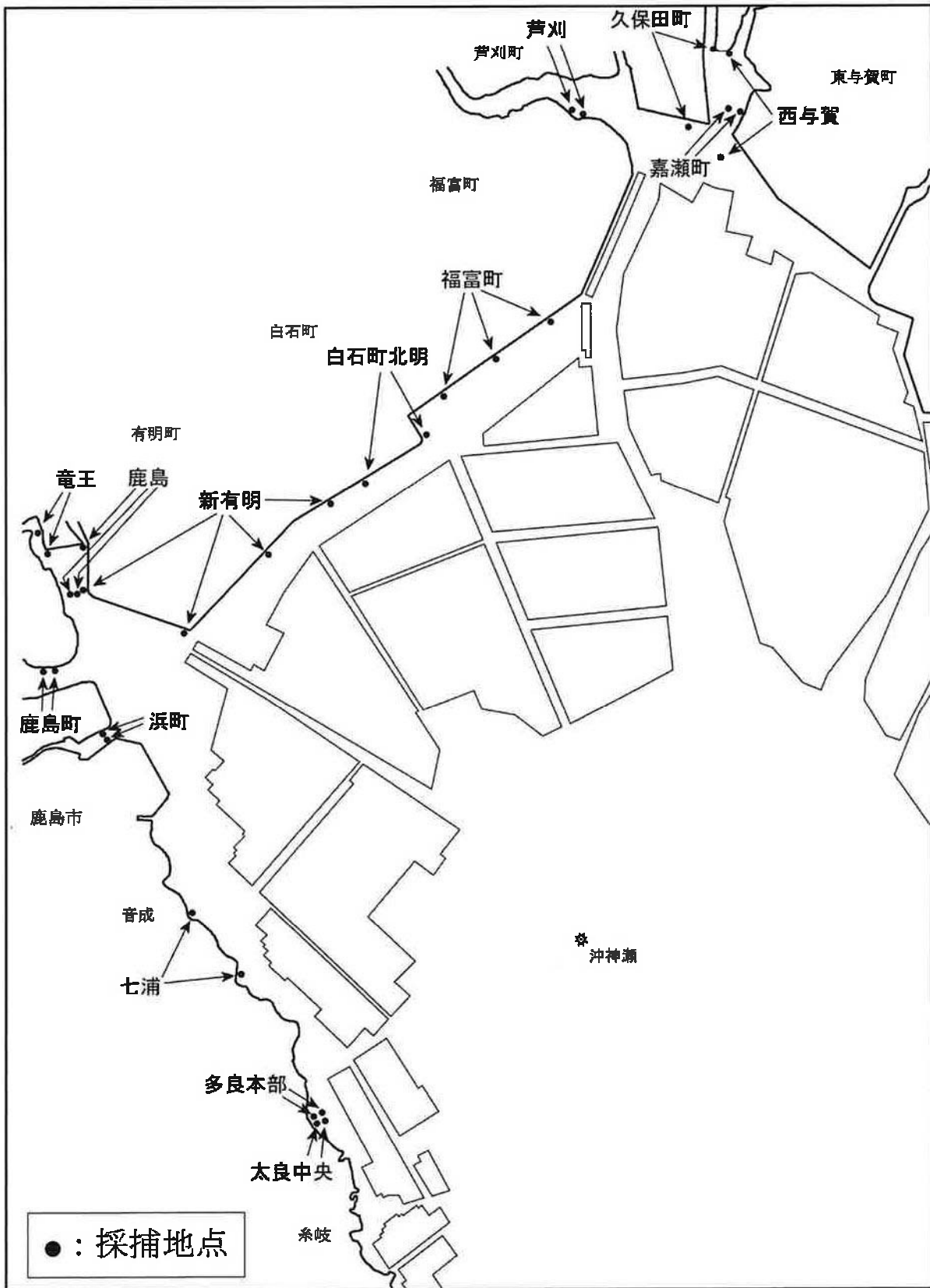


図 アゲマキ採捕地点図

## 佐賀県有明海漁業協同組合所属の青年部員

支所	住所	氏名
佐賀市	佐賀市嘉瀬町大字十五 1555-3	香月 康平
久保田町	佐賀市久保田町大字新田 1500-14	三好 大輔
芦刈	小城市芦刈町永田 3080-1	平野 新一
福富町	杵島郡白石町大字福富下分 2585-1	西 義春
新有明	杵島郡白石町大字大字牛屋 3932-1	片渕 大志
白石	杵島郡白石町大字深浦 2842	緒方 勇介
鹿島(鹿島)	鹿島市大字井手 2326-1	石橋 陽一郎
鹿島(浜町)	鹿島市浜町 1707	峰松 喜伸
鹿島(七浦)	鹿島市大字音成式本戊 1825-2	松本 秀章
たら	藤津郡太良町大字糸岐 1558-11	陣竹 啓介

支所	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関		所有者名
				種類	馬力数	
佐賀市	康寧丸	SA3-17572	1.1	電気点火	60 k w	香月 博司
久保田町	金好丸	SA3-33487	0.7	電気点火	60 k w	三好 智
芦刈	幸栄丸	SA3-14072	4.97	ジーゼル	70 p s	平野 弘和
福富町	三幸丸	SA3-17424	2.8	ジーゼル	45 p s	西 幸次
新有明	幸拓丸	SA3-33177	0.5	電気点火	30 k w	片渕 大志
白石	海勇丸	SA3-34573	0.8	電気点火	60 k w	緒方 勇介
鹿島(鹿島)	新栄丸	SA3-34451	1.52	電気点火	30 k w	石橋 陽一郎
鹿島(浜町)	福栄丸	SA3-14719	1.4	電気点火	30 k w	峰松 助次郎

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1、40、42、47、48号及び50号の  
適用除外申請書

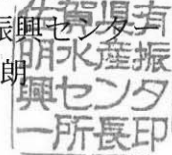
佐有水振第2170号  
令和3年3月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭 様

住所 小城市芦刈町永田2753の2

氏名 佐賀県有明水産振興センター

所長 川原 逸朗



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1、40、42、47、48号及び50号の適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容にて指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認をもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外の理由

生息・成育状況調査として、竹羽瀬漁業の保護区域または委員会指示された海域においてタイラギを、全域においてウミタケおよびアゲマキを、保護区域においてムツゴロウおよびシオマネキを、養殖漁場においてノリ等を採捕・採取するため。

2 適用除外の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 調査の目的及び方法

○目的

有明海の干潟域に生息しているタイラギ、ウミタケ、ムツゴロウ、シオマネキ及びアゲマキ等の底生生物の成長や成熟、生息状況、その年の発生状況等の把握。タイラギ資源を増大させるための母貝・稚貝移植効果の把握。また、ノリ養殖状況の把握。

○方法

手堀、じょれん、長柄じょれん、ねじ棒、簡易潜水器又はヘルメット式潜水器等により採捕・採取。

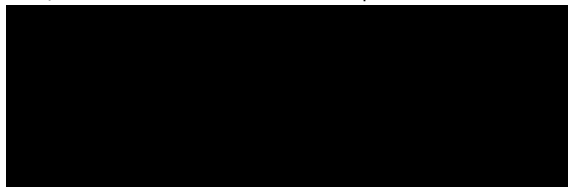
4 調査に使用する船舶

船名	かもめ	ちどり	宝山丸	香徳丸	清力丸	繁義丸
漁船登録番号	SA3-18100	SA3-18000	SA3-17544	SA3-16148	SA3-16623	SA3-17193
総トン数	4.2トン	2.3トン	4.4トン	3.6トン	3.6トン	3.8トン
推進機関の種類 及び馬力数	ディーゼル 254kw	ディーゼル 134kw	ディーゼル 265kw	ディーゼル 70ps	ディーゼル 302kw	ディーゼル 301kw
所有者名	佐賀県		石田 和樹	香田 利久	木下 知之	井口 繁臣

5 調査を実施する者の住所及び氏名

佐賀県小城市芦刈町永田 2753 の 2

佐賀県有明水産振興センター職員



石田 和樹  
香田 利久  
木下 知之  
井口 繁臣

6 採捕尾数

タイラギ、サルボウ、アサリその他底生生物 200kg 以内  
ムツゴロウ 1,000 尾以内  
シオマネキ 100 尾以内  
アゲマキ 50 kg 以内  
ウミタケ 50 kg 以内  
ノリ 100 kg 以内

7 その他

必要に応じて佐賀県漁業調整規則の特別採捕許可を得る。

令和3年3月9日

佐賀県有明水産振興センター  
所長 川原 逸朗 宛

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保



## 同意書

令和3年3月5日付け佐有水振第2099号で依頼のあった令和3年度有明水産振興センターが実施する調査・研究に関しては、同意いたします。

佐有水振第 2099 号  
令和 3 年 3 月 5 日

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明水産振興センター  
所長 川原 逸郎



令和 3 年度佐賀県有明水産振興センターが実施する調査・研究の同意について（依頼）

佐賀県有明水産振興センターの業務につきましては、日頃から御協力いただきお礼申し上げます。

さて、当センターでは令和 3 年度に水産生物の採捕や漁場内への立入りを伴う調査・研究を下記のとおり実施することとしています。本調査は、二枚貝類の資源回復やノリ養殖の生産安定につなげるため、試験研究、漁業者への技術普及等に活用する基礎的なデータを得るものです。

つきましては、当該調査の趣旨を御理解いただき、実施について御同意いただきますようお願いいたします。

また、御同意の上は、お手数ながら、別紙同意書を令和 3 年 3 月 12 日までに当センターへお送りください。

※ 別紙計画書以外の当センターが実施する緊急対応の調査等についても、ご理解の程よろしく申し上げます。

## 記

### 1. 調査項目（別紙計画書参照）

- ・二枚貝類（タイラギ、アゲマキ、ウミタケ、サルボウ、アサリ）の資源回復等に関する調査・研究
- ・底質環境調査
- ・ノリ養殖状況把握調査

### 2. 調査時期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで



## 調査・研究計画書（タイラギ）

### 1. 目的

タイラギは平成 11 年以降資源状況が厳しく、現在 9 年連続の休漁となるなど、資源回復が喫緊の課題である。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、引き続き国や関係県と協調して人工種苗生産および稚貝の移植技術の開発に取り組む。また、干潟や沖合漁場における資源状況についても調査を行う。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

タイラギの成貝から 6～8 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 3～6 か月飼育し、殻長 50 mm の稚貝を陸上施設や海上筏・干潟等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するため、佐賀県有明海の干潟や沖合に生息する成貝を 200～400 個程度採捕する。

#### (2) 移植技術開発

種苗生産した稚貝等を用いて干潟や沖合の 4 地点の漁場に移植する技術の開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からタイラギを採捕する。

#### (3) 資源量把握調査

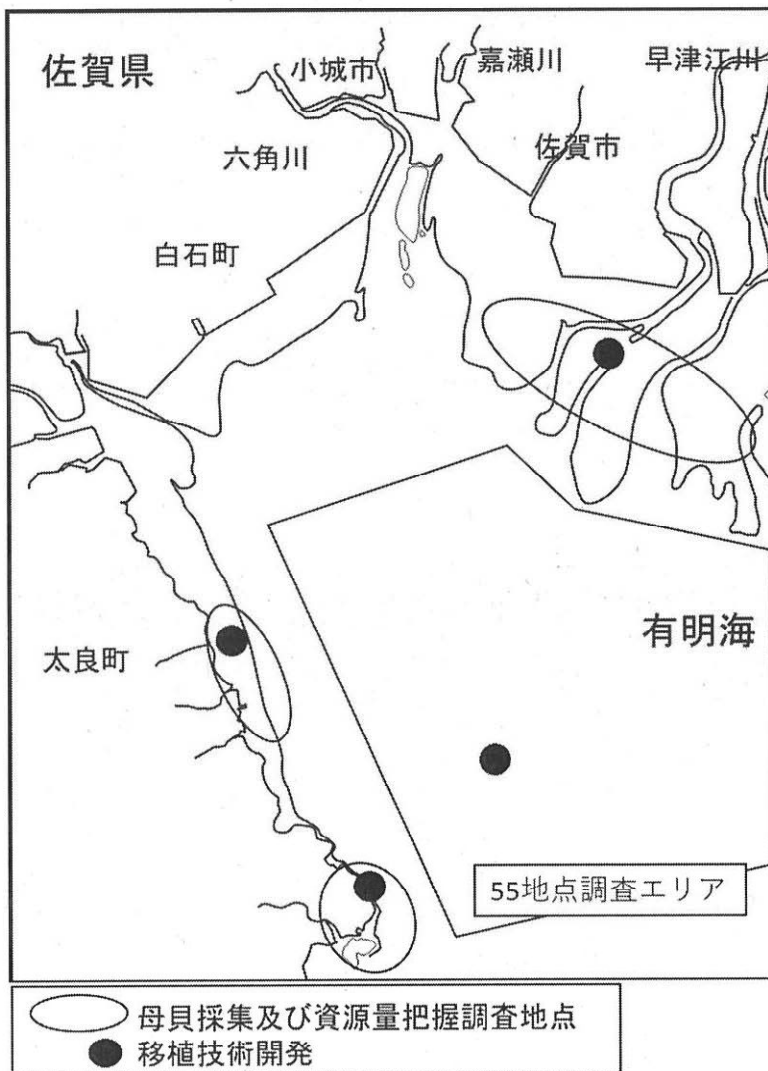
沖合の 55 地点において潜水によりタイラギの生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1 回/月程度潜水調査を実施する。

また、干潟域においては 5 地点程度で生息状況調査を実施し、これらの調査で発見されたタイラギは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	周年	約 200～ 400 個	3 地点
移植技術開発 (追跡調査)	周年 (1回/月)	約 500 個	4 地点
資源量把握調査	沖合：10～11月 沖合：周年 (1回/月) 干潟：周年	200 kg以内 約 200 個 約 200 個/日	沖合：55 地点 沖合：1～5 点 干潟：約 5 地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（アゲマキ）

### 1. 目的

アゲマキは平成元年ころから原因不明の大量死によって資源が激減し、平成9年以降ほとんど漁獲がない状況となった。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、人工種苗生産および稚貝の放流技術の開発に取り組む。また、干潟域における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

アゲマキの成貝から9～11月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を2～6か月飼育し、生産した稚貝を陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、佐賀県有明海の干潟に生息する成貝を約300個程度採捕する。

#### (2) 種苗放流技術開発

種苗生産した稚貝を干潟5～10地点の漁場に放流する技術開発を行う。放流後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1回/月）に実施し、一定面積からアゲマキを採捕する。

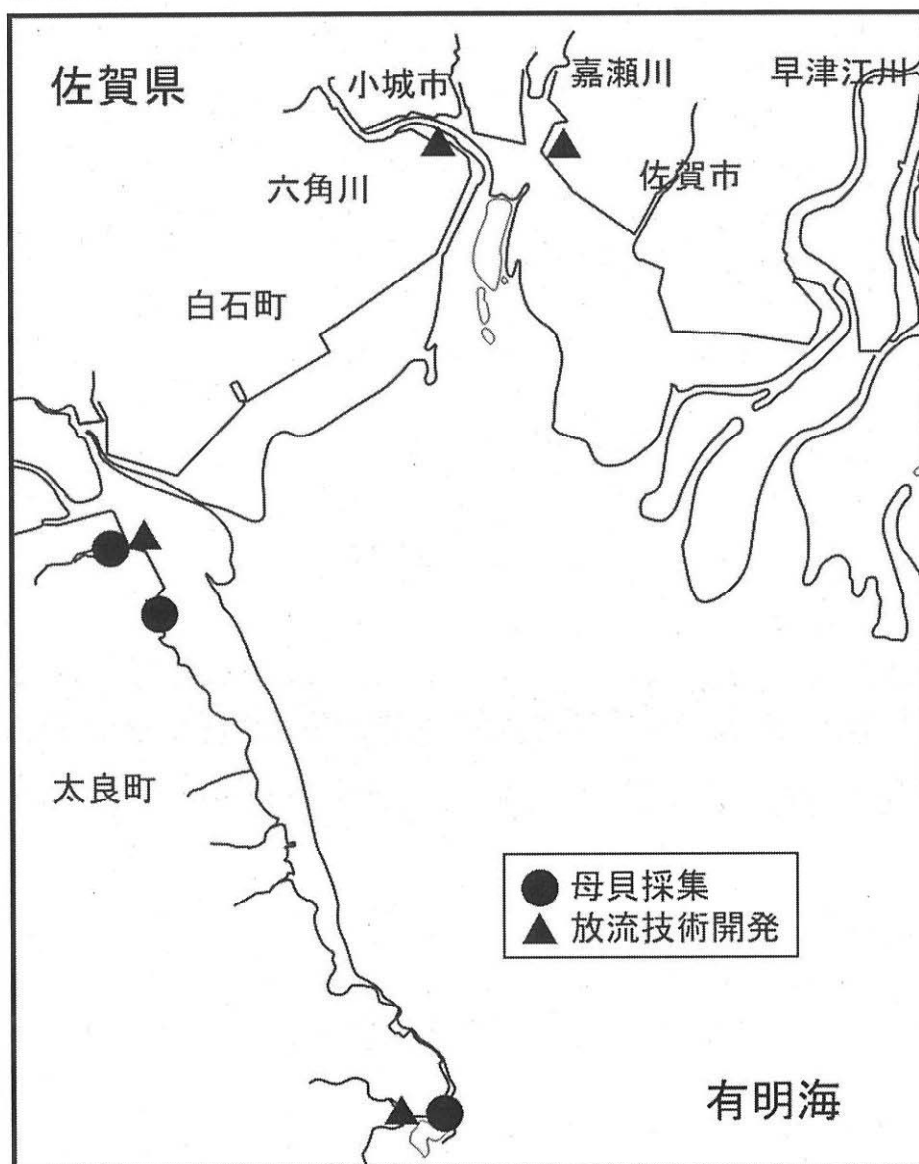
#### (3) 資源量把握調査

6～9月および2～4月に、干潟の150～200地点においてアゲマキ生息状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	8～11月	約300個	3地点
種苗放流技術開発	周年(1回/月)	20個/回	4地点
資源量把握調査	6～9月	約720個	48地点
	2～4月	約3,000個	150～200地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（ウミタケ）

### 1. 目的

ウミタケは平成 19 年以降生息量が減少し漁獲がほぼない状況となっている。このようなことからウミタケ資源の回復を図るため、漁場造成および稚貝の養殖技術の開発に取り組む。また、漁場における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

ウミタケの成貝から 4～5 月および 9～10 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 2～5 か月飼育し、殻長 2～10 mm の稚貝を陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、佐賀県有明海の沖合に生息する成貝を 100～200 個程度採捕する。

#### (2) 養殖技術開発

殻長約 2～10 mm の種苗生産した稚貝を沖合および干潟の 4 地点に移植する技術開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からウミタケを採捕する。

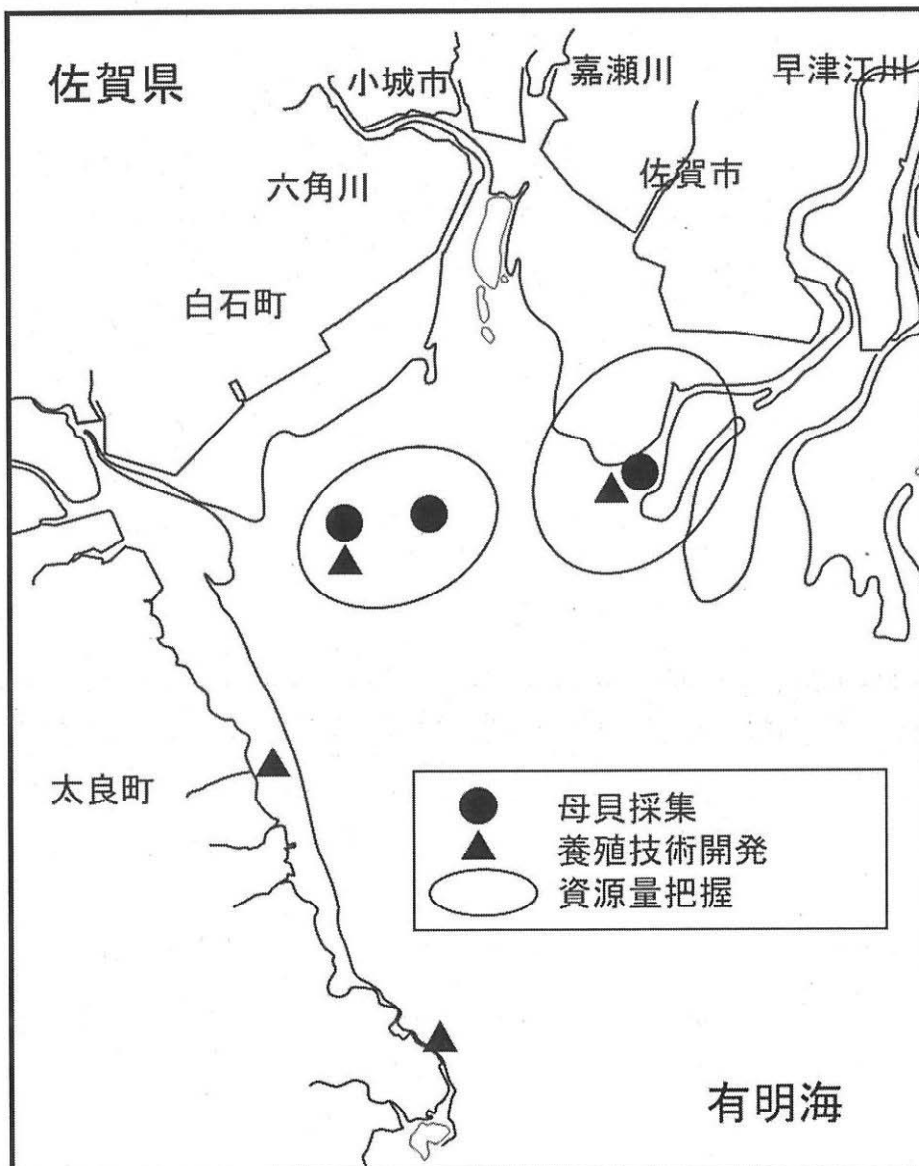
#### (3) 資源量把握調査

3～5 月に、沖合の 20 地点において潜水によりウミタケ生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1 回/月程度潜水調査を実施する。これらの調査で発見されたウミタケは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	4~5月、9~10月	約100~200個	3地点
養殖技術開発 (追跡調査)	6~8月、11~1月 (1回/月予定)	約300個	4地点
資源量把握調査	3~5月	約200個	20地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（アサリ）

### 1. 目的

アサリは佐賀県有明海南部および東部海域において、重要な漁獲対象種であるが、平成8年をピークに漁獲量は急激に減少している。そのため当センターでは佐賀県有明海南部および東部の干潟で調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### （1）生息状況調査

調査は、佐賀県有明海南部および東部海域において、アサリの生息状況調査を行う。調査は干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

#### （2）網袋・被覆網・稚貝付着器の調査

調査は、佐賀県有明海南部海域において、網袋、被覆網、稚貝付着器等の設置を行い、アサリ保護効果や稚貝の付着効果を検証する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

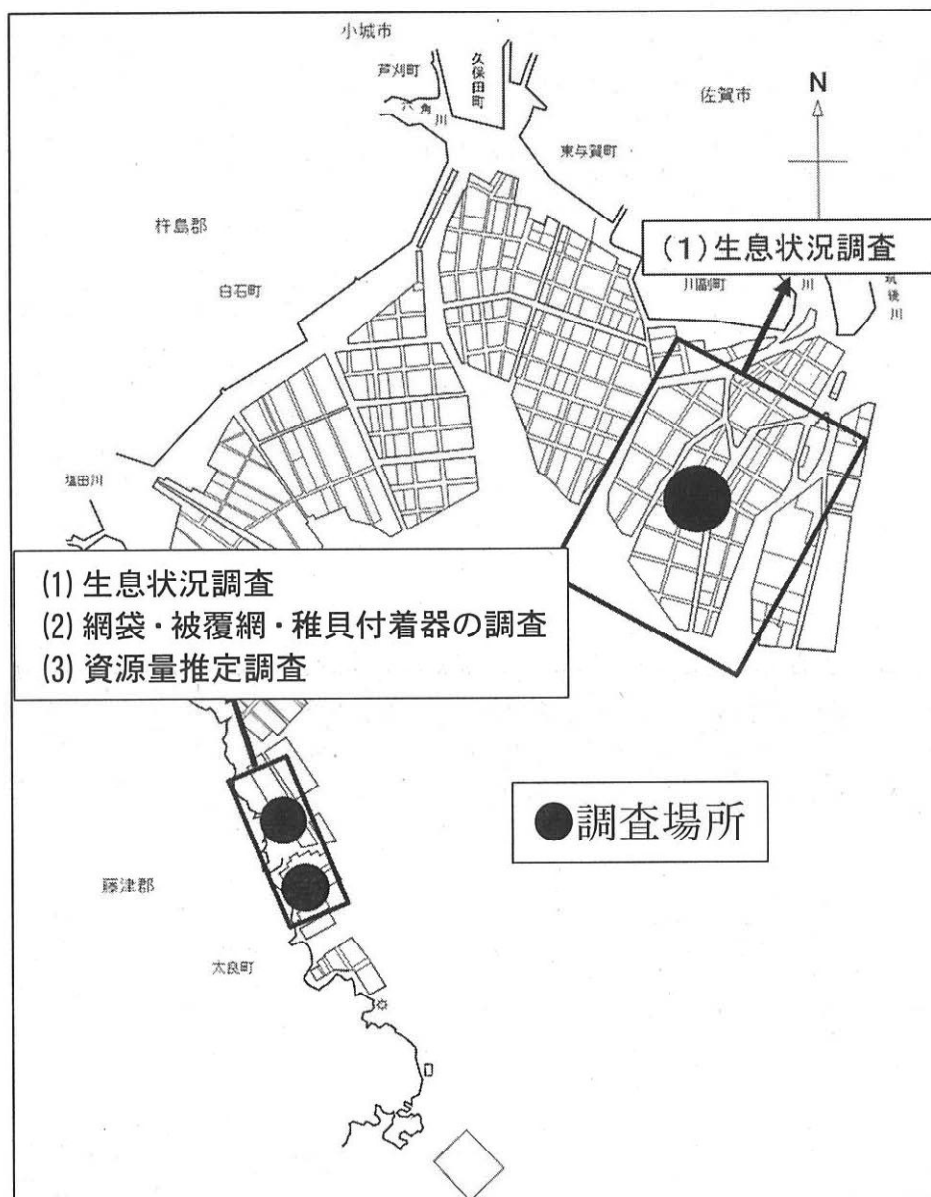
#### （3）資源量推定調査

調査は、佐賀県有明海南部の太良町地先の多良川河口干潟及び糸岐川河口干潟で実施する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	周年	約 20 kg	2 地点 (地点図参照)
網袋・被覆網・稚貝付着器の調査	周年	約 20 kg	2 地点 (地点図参照)
資源量調査	1~2月	約 10 kg	1 地点 (地点図参照)

調査地点図





## 調査・研究計画書(サルボウ)

### 1. 目的

サルボウは、平成 2 年の漁獲量が 15,000 トンであり有明海でも重要種であるが、近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等による斃死の発生により、漁獲量が 1,000 トン以下と低迷している。このようなことから、漁場での生息状況等を把握するとともに、資源回復に向けた試験・調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 生息状況調査

年に 1 回(2~3 月)程度、概ね 40 点においてサルボウの生息状況を調査する。調査では、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、サルボウを採取するとともに、サルボウの殻長及び湿重量を測定後、得られたデータと曳航面積から地点別のサルボウの現存量や漁場での資源量、世代構成(年級構成)を推定する。

#### (2) 浮遊幼生・着底稚貝調査

6 月から 8 月の旬別に有明海佐賀県沿岸域 5 定点において、サルボウの発生状況を調査する。調査は、プランクトンネットによる浮遊幼生の採取を行うとともに、採苗器(パーム)による着底稚貝(0.3~1 mm)の採取を行う。

また、9 月から 3 月にかけて、着底稚貝調査を沿岸域 10 点程度行う。調査は、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、着底稚貝の成長や資源量を推定する。

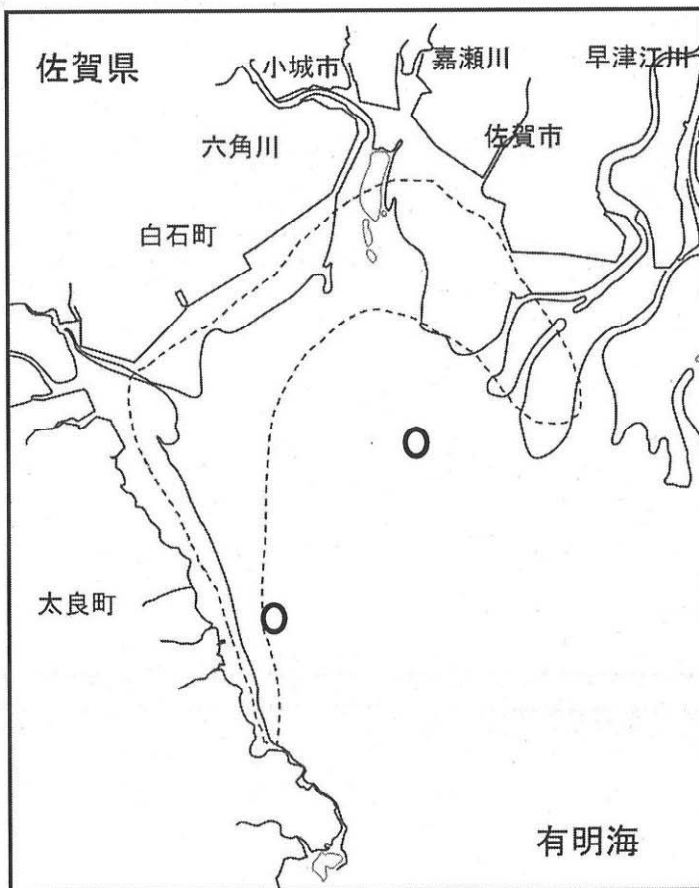
#### (3) 沖合域でのサルボウの増養殖試験および調査

6 月から 8 月にかけて、サルボウの資源増大のため沖合域 2 地点での採苗試験及び、その後 9 月以降の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	年1回	約180 kg	40 地点程度 (地点図参照)
浮遊幼生・着底稚貝調査	年12回	約1 kg	5 地点(地点図参照)
沖合域でのサルボウの増養殖試験および調査	年5回程度	約100 kg	2 地点程度 (地点図参照)

調査地点図



- 生息状況及び浮遊幼生・着底稚貝調査地点
- 沖合域でのサルボウの増養殖試験

## 調査・研究計画書（底質環境調査）

### 1. 目的

サルボウ、アサリ、タイラギ等有用二枚貝類の生息環境の変化を把握するため、有明海佐賀県沿岸域において、底質及び底生生物の調査を実施する。

### 2. 調査項目および方法

#### （1）底質調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、底質の粒度（中央粒径値、泥分）、酸揮発性硫化物、化学的酸素消費量、強熱減量の分析を行う。

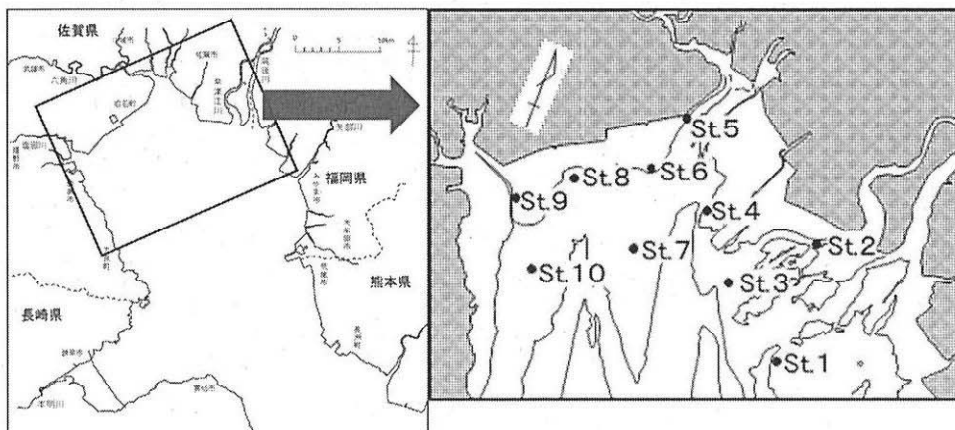
#### （2）底生生物調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、1mmメッシュの網に残った底生生物の種類を調べ数量を計測する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
底質調査及び 底生生物調査	年4回 (5, 8, 11, 2月)	サルボウ、アサリ、 タイラギ	10地点（地点図参照）

### 3. 調査地点図



## 調査計画書（ノリ養殖状況調査）

### 1. 目的

佐賀県のノリ養殖生産枚数および生産金額は、平成 15 年度以降、いずれも 16 年連続日本一となっている。このように生産は比較的安定しているように見えるものの、アカグサレ病を代表とした病気および赤潮発生による色落ちの被害が毎年発生するなど、様々な課題を抱えている。ノリ養殖の生産を安定させるためには、ノリの生育状況や海況を早期に把握し、生産者に対して状況に応じた養殖管理の指導を行うことが重要となる。

そこで、本調査では、ノリ養殖漁場内のノリ葉体および海水等を採取し、養殖状況を把握する。

### 2. 調査項目および方法

- (1) ノリの生長状況
- (2) 病気の発生状況
- (3) 色落ちの発生状況
- (4) 生産漁場の水温、塩分、栄養塩、プランクトン細胞数、クロロフィル等

ノリ養殖期間中の 10～3 月に、ノリ葉体の採取を週 2 回程度、海水の採水等を週 1 回程度行い、上記の項目を調査する。採取地点および採取本数は養殖状況に応じて調整する。

## 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2  
氏名 独立行政法人水資源機構筑後川局  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也



下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

### 記

#### 1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、魚卵・稚仔魚調査を行う。

#### 2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号

#### 3 使用船舶

別紙 1 使用船舶のとおり、3 隻を使用する

#### 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を 20kg 以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕。

#### 5 適用除外の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

【魚卵・稚仔魚調査：12 回（毎月 1 回）】

#### 6 採捕区域

有明海（別紙 3 の No. 4、No. 5、No. 6、No. 7）

#### 7 使用漁具及び漁法（別紙 2 参照）

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取（図-1）

## 採捕に従事する者の住所及び氏名

福岡市東区松香台1丁目10-1 (一般財団法人 九州環境管理協会)	村橋 輝紀 柴田 幸次 宇野 潔 城内 智行 横山 佳裕 望月 佑一 城島 健 山津 浩紀 中武 洋佑 前田 豪 川越 雄介 杉原 勝次 岸川 勝典 富川 陽涼 石橋 哲也 木村 喬祐 児玉 大輝 末藤 正樹
柳川市矢留本町1-2 (福岡県有明海漁業協同組合連合会 沖端漁業協同組合)	石橋 盛雄 田中 稔昭 石橋 三四

## 使用船舶

船名 仕様	盛栄丸	寿幸丸	光石丸
登録番号	F03-51334	F03-52453	F03-55812
総トン数	4.91	4.85	4.7
推進機関の種 類及び馬力	ジーゼル 50	ジーゼル 70	ジーゼル 421kw
所有者名	石橋 盛雄	田中 稔昭	石橋 三四

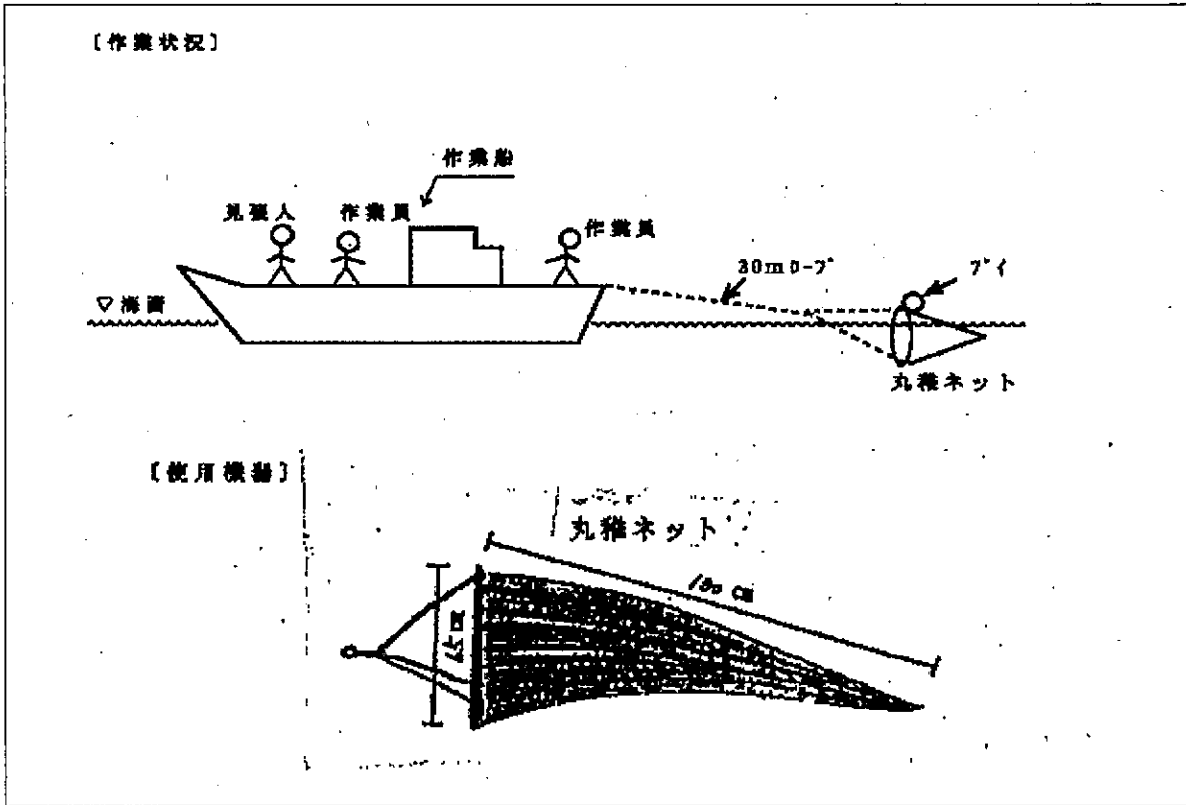
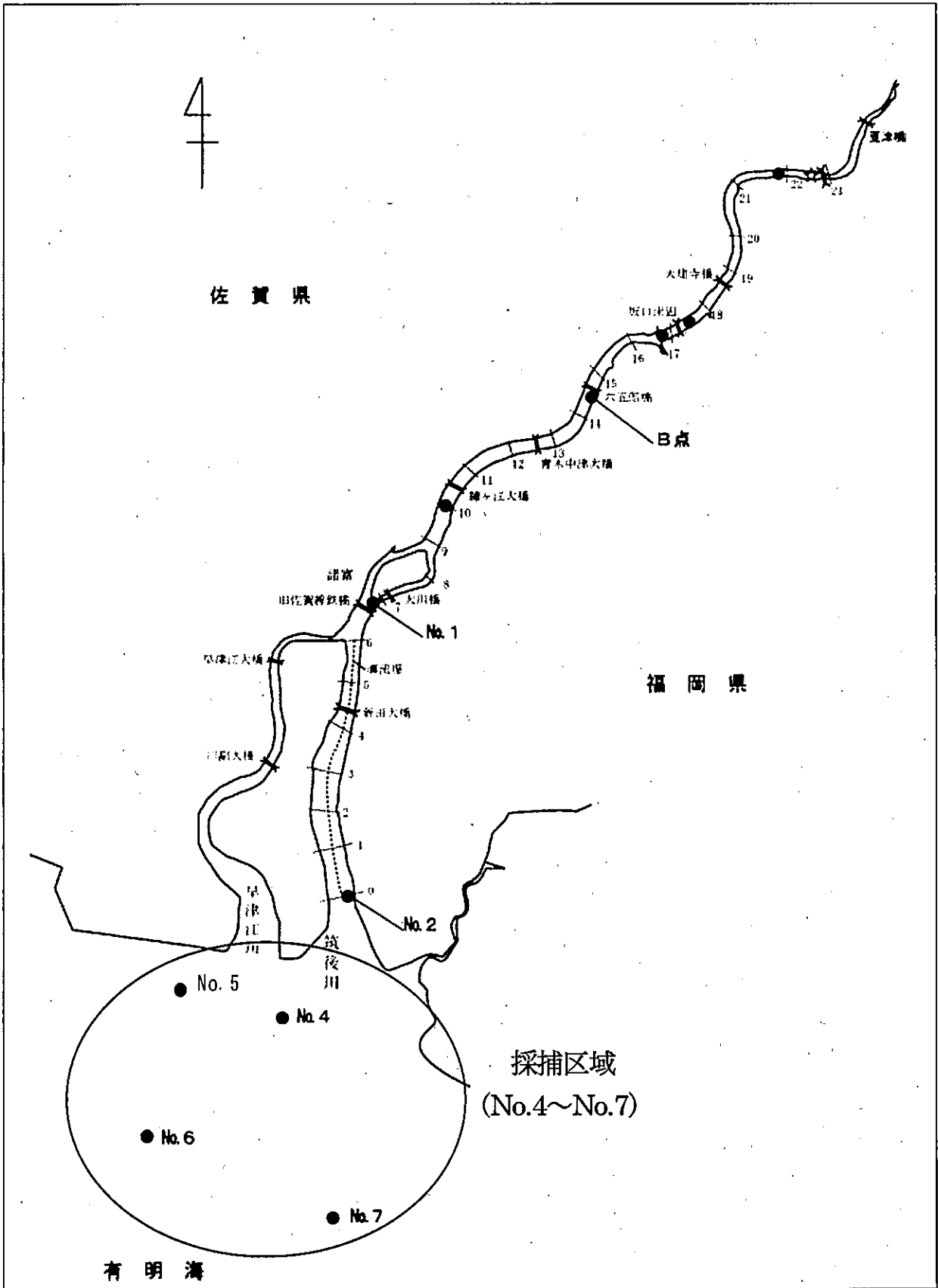


図-1 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）



採捕区域図



佐有漁協総第173号  
令和3年1月26日

独立行政法人 水資源機構 筑後川局  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西 久



## 同意書

令和3年1月20日付、筑下大第36号にて依頼がありました令和3年度筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号  
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 1 号)の一部を次のように改正する。  
海区漁業調整委員会事務局設置規程(昭和52年 令和3年 月 日)  
佐賀県有明海区漁業調整委員会 松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳 永 重 和 昭 正  
松浦海区漁業調整委員会会長 川 崎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 主幹 係長 主査 副主査 主事 技師 3～7 略 8 主査及び副主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。 9 略 (文書の管理) 第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書規程</u>(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定(同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>	<p>(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 主幹 係長 <u>主任主査</u> 主査 主事 技師 3～7 略 8 <u>主任主査及び主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。 9 略 (文書の管理) 第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書管理規程</u>(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定(同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正（案）の概要

海区漁業調整委員会事務局

## 改正の理由

職務・職責に応じた給与制度及び佐賀県文書規程の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 改正内容

- 1 事務局に置くことができる職について、主任主査を加え、副主査を削ることとした。（第2条関係）
- 2 主任主査の職務を定めることとした。（第2条関係）
- 3 佐賀県文書規程から引用している同規程の名称を改めることとした。（第6条関係）
- 4 令和3年4月1日から施行

(別添)

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年4月1日公表

令和2年6月16日一部改訂

令和2年8月12日一部改訂

令和3年3月12日一部改訂(1回目付託)

令和3年 月 日一部改訂(2回目付託)

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、主に冬から春にかけ玄界灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲上限のうち本県の知事管理数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理数量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理数量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理数量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主

的な漁獲管理の取組を行うものとする。

## 第2 くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県の知事管理量に関する事項

第6管理期間 (R2. 4. 1 から R3. 3. 31)

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	4. 1トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	18. 6トン <del>8. 6トン</del> (2回目)

・「本計画で当初定めた漁船漁業等の割当量」又は「本計画で当初定めた定置漁業の割当量」は、第3で定めるところにより変化するのにあわせて、上表の本県の知事管理量も変化するものとする。

・全国数量 (我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量) を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表し、当該公表がされた場合で、かつ、上表の本県の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

## 第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別の数量に関する事項

### 1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚	
本県の漁船漁業等の割当量	1. 0トン	2. 0トン	2回目
		<del>0. 6トン</del>	1回目
		<del>4. 6トン</del>	
本県の定置漁業の割当量	3. 1トン	16. 6トン	2回目
		<del>8. 0トン</del>	1回目
		<del>4. 0トン</del>	

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

・くろまぐろの配分量の融通措置については、令和元年11月27日付け元水管第1554号水産庁資源管理部長通知に定めるくろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に基づき対応していくこととする。

## 2 採捕の停止等の命令について

本県は、採捕の数量が採捕の種類別の各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

## 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

(1) 釣り漁業や曳き縄漁業等((2)の定置以外)

- ・ 目的操業は自粛する。
- ・ 30キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・ 放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- ・ 真にやむを得ない混獲で放流が困難な場合は水揚げし、漁獲報告を正確かつ速やかに行う。

(2) 定置漁業

- ・ 30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

## 2 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
佐賀玄海漁業協同組合	・定置漁業	・1か統当たり50キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業 ・釣り漁業 ・はえ縄漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕
小川島漁業協同組合	・釣り漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採

		捕
--	--	---

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
佐賀玄海漁業協同組合	・各漁業者は、地区長に電話連絡	・地区長は、参事に電話連絡	・漁協(参事/総務課長/指導課長)は本県水産課にメール/FAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
小川島漁業協同組合			

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の本県への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。</li> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。</li> </ul>
曳き縄漁業 はえ縄漁業 釣り漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。</li> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛の徹底、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。</li> </ul>

(4) 漁業者から本県全体の合計で1日原則0.3トン(農林水産大臣と協議して定める数量)を超える採捕の数量報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

### 3 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、本県の第2又は第3の数量の7割を超えた時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

### 4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

#### (1) 【漁船漁業等】

漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ くらまぐろを獲ることを目的とした操業の自粛を徹底する。
- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

#### (2) 【定置漁業】

定置漁業の数量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ 魚探等で、くらまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。



## 第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

### 1 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

### 2 採捕の停止命令について

#### (1) 第2の知事管理量

第2の知事管理量の9割を超えるおそれが著しく大きい時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

#### (2) 第3の採捕の種類別の数量

第3の採捕の種類別の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするために最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量(採捕の種類別の数量)について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をする。

#### (3) 全国数量、漁船漁業等の広域管理量

全国数量、漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における当該都道府県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

#### (4) その他採捕の停止命令に関すること

法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象とする。

(5) 第6管理期間までの超過分の差引等について

	超過量合計	第5期期首までの差引き済み数量	第6管理期間期首の差引き量	第3期、第4期及び第5期漁獲枠残の上乗せによる繰上げ返済分	第6期以降の差引き残量合計
第2管理期間超過分	10.3トン	0.6トン	0.2トン	1.4トン	8.1トン

第2管理期間の小型魚の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠1.1トンの2割を上限として52年間にわたって分割して差し引くこととしている。

よって、第6管理期間の漁獲枠超過量の差引き量は0.2トンとする。

なお、本県の第3管理期間の漁獲枠の残量0.8トン、第4管理期間の漁獲枠の残量0.2トン及び第5管理期間の漁獲枠の残量0.4トンは、第2管理期間超過量の第6管理期間以降の差引きに充当することとし、第6管理期間以降の差引き量の残量を8.1トンとする。